

**さいたま市監査委員告示第59号**

地方自治法第199条第14項の規定により、令和3年2月10日付けさいたま市監査委員告示第5号で公表した定期監査及び行政監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和3年6月8日

さいたま市監査委員	大	矢	幸	子
同	工	藤	道	弘
同	伊	藤		仕
同	松	下	壮	一

指摘事項等措置報告書

市民局、経済局並びに各区役所区民生活部コミュニティ課、区民課及び支所

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可に係る施設光熱水費等負担金において、前回の指摘にもかかわらず、施設に係る損害保険料の算定を誤っていたので、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>ア 自動販売機等 【市民生活安全課】</p> <p>イ 農産加工品等販売所等 【見沼グリーンセンター】</p> <p>(2) 行政財産の目的外使用許可（電話柱等）に係る行政財産使用料において、使用前に使用料を納付させていなかったため、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【コミュニティ推進課】</p> <p>(3) 行政財産の目的外使用許可（電柱等）に係る行政財産使用料において、使用料の算定を誤っていたため、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条及び行政財産目的外使用許可事務取扱要領第13に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【区政推進部】</p> <p>(4) 行政財産の目的外使用許可（浦和西警察署交番等）に係る施設光熱水費等負担金において、施設に</p>	<p>1 収入事務</p> <p>(1)</p> <p>ア 自動販売機等 損害保険料の算定額を訂正し、本来負担すべき金額との差額を還付しました。 【市民生活安全課】</p> <p>イ 農産加工品等販売所等 農産物加工品等販売所等に係る施設光熱水費等負担金の損害保険料の算定額を訂正し、本来負担すべき金額との差額を追徴しました。 【見沼グリーンセンター】</p> <p>(2) 全ての相手方に事前に電話連絡したうえで納付書を送付し、全ての使用料が納付されたことを確認しました。 【コミュニティ推進課】</p> <p>(3) 行政財産使用料の算定額を訂正し、本来徴収すべき金額との差額を追徴しました。 【区政推進部】</p> <p>(4) 行政財産の目的外使用許可（浦和西警察署交番等）に係る施設光熱水費等負担金の損害保険料の本</p>

係る損害保険料の算定を誤っていたので、適正な事務処理を行うべきである。

【経済政策課】

- (5) 行政財産の目的外使用許可（架空線）に係る行政財産使用料において、使用料の算定を誤っていたので、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【見沼グリーンセンター】

- (6) 市場施設使用許可において、部長決裁とすべきところを課長決裁としていたので、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【食肉中央卸売市場・と畜場】

- (7) 行政財産の目的外使用許可（電話柱）に係る行政財産使用料において、前回の指摘にもかかわらず、使用前に使用料を納付させていなかったため、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【食肉中央卸売市場・と畜場】

- (8) 現金取扱事務において、拾得物件（現金）を金庫内で保管していたので、遺失物法に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【大宮区区民課】

【中央区区民課】

【桜区区民課】

来負担すべき金額との差額を追徴しました。

【経済政策課】

- (5) 架空線に係る行政財産使用料の算定額を訂正し、本来負担すべき金額との差額を還付しました。

【見沼グリーンセンター】

- (6) 令和3年度分の使用許可より、適正な決裁区分である部長決裁での手続きを行うよう改めました。

【食肉中央卸売市場・と畜場】

- (7) 令和3年度使用分の使用料より、使用前に調定及び納入通知を行い、使用前に納付させるよう改めました。

【食肉中央卸売市場・と畜場】

- (8) 本来拾得物として速やかに届け出るべきものであったため、令和2年9月25日に大宮警察署へ届出し、適正に処理しました。今後同様の事態には、適正な処理を行ってまいります。

【大宮区区民課】

令和2年10月15日、拾得物として浦和西警察署に届出し、適正に処理いたしました。今後は、速やかに適正な処理を行ってまいります。

【中央区区民課】

金庫内で保管していた拾得物件（現金）は遺失物法に基づき令和2年10月7日に所轄警察署へ届出しました。今後は、遺失物法に基づ

<p>2 支出事務</p> <p>(1) 賃借料（浦和駅周辺街頭防犯カメラシステム賃貸借、3月分）の支払いにおいて、令和元年度予算で支出すべきところ、令和2年度予算から支出していたので、地方自治法施行令第143条第1項第3号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【市民生活安全課】</p> <p>(2) さいたま市人権相談事業等補助金（令和元年度分）において、概算払で支払っているものの、令和2年度に履行確認を行っていたので、地方自治法施行令第143条第1項第5号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【人権政策・男女共同参画課】</p> <p>(3) 会計年度任用職員の任用において、有給休暇日数を誤って少なく付与していたので、さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則第9条第2項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【人権政策・男女共同参画課】</p> <p>(4) 自動交付機専用ブース機械警備に係る電話回線使用料において、解約の手続が遅れ、自動交付機撤去後も料金を支払っていたので、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【区政推進部】</p> <p>(5) さいたま市産業展開推進コーディネーターの旅費において、通勤</p>	<p>き適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【桜区区民課】</p> <p>2 支出事務</p> <p>(1) 当該支出事務について、支出年度の誤りがないよう、係内ミーティングにて周知を行いました。次年度より、地方自治法施行令第143条第1項第3号に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【市民生活安全課】</p> <p>(2) 履行確認の事務手続き等を定めているさいたま市人権相談事業補助金交付要綱において、履行確認の時期の記載に誤りがあったため、地方自治法施行令第143条第1項第5号に則った内容に修正するとともに、申請団体との会議にて周知を行いました。今後は、適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【人権政策・男女共同参画課】</p> <p>(3) 当該職員は9月末に退職しておりますが、有給休暇の付与方法について今後誤りのないよう係内ミーティングにて周知を行いました。次年度より、さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則第9条第2項に則り、適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【人権政策・男女共同参画課】</p> <p>(4) 指摘事項について部内ミーティングにて部内で周知するとともに、積算の基礎に関連経費であることを追記する再発防止策を実施し、今後は適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【区政推進部】</p> <p>(5) 重複していた通勤手当と出張旅費の算定額を訂正し、本来支出す</p>
---	--

手当と出張旅費を重複して支給していたので、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第9条第3項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【産業展開推進課】

### 3 契約事務

- (1) さいたま市マイキーID設定支援等事務補助員派遣契約において、一般競争入札の告示に係る決裁を経ていなかったため、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【区政推進部】

- (2) 物品購入において、市民活動団体に花苗の購入選定を一任し、発注品名や発注数を把握しておらず、また、納品された品の内訳を把握できるものが存在していないにもかかわらず、履行確認検査で適正としていたため、適正な事務処理を行うべきである。

【緑区コミュニティ課】

### 4 行政事務（行政監査）

- (1) 内部統制体制の整備と運用について（意見）

今回の監査において、各所属における内部統制に対する意識や取組状況について確認を行った結果、各所属とも内部統制に対する意識については、一定程度あることが確認できた。

内部統制体制の整備と運用については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されたことに伴う会計年度任用職員制度に係る事務について、また、過去の監査において指摘が繰り返されている財産管理事務等について重点的に監査を行った。

べき金額との差額の戻入処理を行い、返還を受けました。

【産業展開推進課】

### 3 契約事務

- (1) 指摘事項について部内ミーティングにて部内で周知するとともに、調達スケジュールに決裁区分を追記する再発防止策を実施し、今後はさいたま市事務専決規程第3条に基づき適正な事務処理を行ってまいります。

【区政推進部】

- (2) さいたま市緑区花と緑のまちづくり推進事業実施要領の改正を行いました。今後は、同要領に則り適正な事務処理を行ってまいります。

【緑区コミュニティ課】

### 4 行政事務（行政監査）

- (1) 財産事務に係る算定方法や支出事務について、法令やマニュアルを改めて確認し、事務処理の際は必ず複数職員で確認を行うことを課内ミーティングにて周知しました。内部統制の取組についても、課内事務の実情に応じたチェック体制を整えてまいります。

【市民生活安全課】

内部統制の取組について、再度、係内のミーティングにおいて周知するとともに、前例踏襲することが無いよう、法令やマニュアルを確認しながら適正な事務処理を行うこと、職員相互のダブルチェックや「報連相」を徹底することについて改めて注意喚起を行い

監査の結果、改正前の臨時職員任用に係る事務と同様、有給休暇付与日数の誤りや源泉徴収税額の誤りが見受けられ、また、行政財産使用料の算定誤り等も複数の所属で見受けられた。会計年度任用職員制度に係る事務については、導入されて間もないことから、マニュアル等の記述を見逃してしまったものと思慮するものの、財産管理事務に係る行政財産使用料の算定誤り等については、これまでの監査においても再三指摘した事項であり、より一層の組織としてのチェック体制を確立する必要がある。

各所属においては、現行の事務処理を再度確認し、所属内での情報共有と協力体制を強化するとともに、実効性のある内部統制の取組を進められたい。

【市民生活安全課】

【コミュニティ推進課】

【人権政策・男女共同参画課】

【消費生活総合センター】

【区政推進部】

【経済政策課】

【労働政策課】

【見沼グリーンセンター】

【食肉中央卸売市場・と畜場】

ました。

【コミュニティ推進課】

会計年度任用職員制度に係る事務について、有給休暇付与日数の誤りがあったため、人事部による事務マニュアル等について、改めて担当内全員で理解、把握をし、事務手続きの際には、個人の解釈で進めることなく、複数の係員で事務手続きの確認作業を行う体制を整えてまいります。

【人権政策・男女共同参画課】

会計年度任用職員の報酬における源泉徴収所得税額について、扶養家族分を入れずに算出した誤りがあったため、該当者へ誤りを説明し、確定申告にて精算が済んでいます。

また、扶養家族分を入れて算出するよう改めるとともに、会計年度任用職員マニュアルに基づき適切な事務処理を行うよう、課内に文書で供覧、周知し、共有しました。

【消費生活総合センター】

指摘事項について部内ミーティングで周知するとともに、副担当によるダブルチェックを徹底するよう、注意喚起を行いました。

【区政推進部】

財産管理事務に係る損害保険料の算定誤りについて、所属長が職員を集め、法令順守の徹底を指示するとともに、財産管理の認識の共有を図りました。今後は適正な事務処理を行ってまいります。

【経済政策課】

会計年度任用職員の報酬における源泉徴収所得税額の算出誤りについて、該当者へ誤りを説明し、精算が済んでいます。

また、会計年度任用職員制度に係る事務について、人事課による対応マニュアルを見直しのうえ様式を

<p>(2) 市場売上高使用料の納付日について（意見）</p> <p>卸売業者の市場売上高使用料3月分については、さいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則第78条第1項ただし書において、「同月末日までに納付しなければならない。」と規定されている。</p> <p>しかしながら、実態として、さいたま市食肉中央卸売市場業務規程第52条第3項の規定に基づき翌月10日までに報告のある卸売実績報告書に基づき市場売上高使用料を算定し、3月分を4月に納付させていることから、規則と実務で乖離が生じているため、整合を図るべきである。</p> <p><b>【食肉中央卸売市場・と畜場】</b></p> <p>(3) 内部統制体制の整備と運用について（意見）</p> <p>今回の監査において、各所属における内部統制に対する意識や取</p>	<p>見直しました。今後は適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p><b>【労働政策課】</b></p> <p>財産管理事務に係る行政財産使用料及び損害保険料の算定誤りについて、所属長が職員を集め、法令順守の徹底を指示するとともに、財産管理の認識の共有を図りました。今後は適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p><b>【見沼グリーンセンター】</b></p> <p>会計年度任用職員制度に係る事務について、人事課による対応マニュアルを確認し様式を見直しました。また、行政財産使用料の納付時期の誤りに関しても事務処理を見直しました。今後は内部統制の取組についても、課内事務の実情に応じたチェック体制を整え、適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p><b>【食肉中央卸売市場・と畜場】</b></p> <p>(2) 規則と実務に乖離があったことから、令和3年3月分からは規則通りに使用料の納付を末日までに行わせる対応に改めました。</p> <p><b>【食肉中央卸売市場・と畜場】</b></p> <p>(3) 有給休暇付与日数の誤りを訂正し、正当な休暇付与日数に改めました。</p> <p>令和2年4月1日に施行された</p>
--	---

組状況について確認を行った結果、各所属とも内部統制に対する意識については、一定程度あることが確認できた。

内部統制体制の整備と運用については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されたことに伴う会計年度任用職員制度に係る事務について重点的に監査を行った。

監査の結果、改正前の臨時職員任用に係る事務と同様、有給休暇付与日数の誤りや源泉徴収税額の誤りが見受けられた。会計年度任用職員制度に係る事務については、導入されて間もないことから、マニュアル等の記述を見逃してしまったものと思慮するものの、各所属においては、現行の事務処理を再度確認し、所属内での情報共有と協力体制を強化するとともに、実効性のある内部統制の取組を進められたい。

【北区区民課】

【大宮区区民課】

【見沼区区民課】

【中央区区民課】

【桜区区民課】

【浦和区区民課】

【緑区区民課】

【岩槻区コミュニティ課】

【岩槻区区民課】

会計年度任用職員制度に係る源泉徴収税額の誤りについて、6月期末手当から控除すべきであった源泉徴収税額については、10月分報酬額から控除し精算いたしました。

会計年度任用職員制度に係る事務について再度確認し、所属内での情報共有と協力体制を強化し、適正な事務処理を行ってまいります。

【北区区民課】

会計年度任用職員の有給休暇付与日数の誤りを訂正し、正当な休暇付与日数に改めました。

また、源泉徴収税額の算定誤りによる一部未徴収がありました。年末調整において確認したところ、還付額が未徴収額を上回り、結果としては還付処理いたしました。今後は適正な処理を行ってまいります。

【大宮区区民課】

監査終了後、会計年度任用職員の有給休暇付与日数の誤りを訂正しました。また、会計年度任用職員制度の事務を適正に遂行するため、マニュアル等に則った事務処理を実施するよう、所属内での情報共有及び周知徹底を行いました。

【見沼区区民課】

会計年度任用職員の源泉徴収税額および厚生年金保険料額に算定誤りがあったため、9月実績分において調整をいたしました。今後は適正な処理を行ってまいります。

【中央区区民課】

会計年度任用職員の6月賞与分に係る源泉徴収税額の誤りについて、9月給与分において調整しました。今後は、複数の職員による確認を行うことで、適正な事務処理を行ってまいります。

【桜区区民課】



会計年度任用職員の6月期賞与の源泉徴収税額の算定額を訂正し、本来負担すべき金額との差額を9月分報酬より追徴しました。

算定方法について次担当へ引継ぎを行いました。

**【浦和区区民課】**

会計年度任用職員制度に係る事務のうち、有給休暇の記入漏れについて訂正しました。今後は、当該マニュアル等に則り適正な事務処理を行ってまいります。

**【緑区区民課】**

6月期賞与払い時の所得税算定額を訂正し、本来負担すべき金額との差額を9月分報酬払い時に追徴しました。

**【岩槻区コミュニティ課】**

会計年度任用職員の有給休暇付与日数を修正しました。

**【岩槻区区民課】**